

阪神西部（武庫川流域圏）

地域総合治水推進計画

（本 編）

令和6年5月

兵 庫 県



## はじめに

### 【改定の趣旨】

兵庫県では、局地的豪雨などによる浸水被害を軽減するため、平成 24 年 4 月 1 日に施行された総合治水条例にもとづき、「河川下水道対策」に加えて、河川や水路への雨水の流出を抑制するための「流域対策」、河川等から洪水が溢れた場合でも被害を軽減するための「減災対策」を組み合わせた「総合治水」に、県民総意で取り組んでいます。

一方、地球温暖化等の気候変動の影響により、全国各地で毎年のように豪雨災害による被害がもたらされており、今後、更なる災害の激甚化、頻発化が予測される中、更なる「総合治水」の推進が求められています。

武庫川流域圏では、平成 25 年 3 月に「阪神西部（武庫川流域圏）地域総合治水推進計画」を策定し、計画にもとづく取組を進めてきました。この度、計画策定から 10 年を迎えるにあたり、これまでの実績、課題を整理するとともに、総合治水をより一層推進するべく計画を全面改定します。

## 目次

<b>1. 計画地域の概要</b> .....	<b>1</b>
1.1 計画地域の概要.....	1
1.2 総合治水を推進していく上での課題 .....	3
<b>2. 総合治水の基本的な目標に関する事項</b> .....	<b>5</b>
2.1 基本目標 .....	5
2.2 計画期間 .....	5
<b>3. 総合治水の推進に関する基本的な方針</b> .....	<b>6</b>
<b>4. 河川下水道対策</b> .....	<b>8</b>
4.1 河川の整備及び維持 .....	8
4.2 下水道対策.....	12
<b>5. 流域対策</b> .....	<b>13</b>
5.1 調整池の設置及び保全 .....	13
5.2 土地等の雨水貯留浸透機能.....	14
5.3 貯水施設の雨水貯留容量の確保.....	19
5.4 ポンプ施設との調整 .....	20
5.5 遊水機能の維持.....	20
5.6 森林の整備及び保全 .....	21
<b>6. 減災対策</b> .....	<b>24</b>
6.1 浸水が想定される区域の指定・県民の情報の把握.....	24
6.2 浸水による被害の発生に係る情報の伝達 .....	25
6.3 浸水による被害の軽減に関する学習 .....	27
6.4 浸水による被害の軽減のための体制の整備.....	29
6.5 訓練の実施.....	32
6.6 建物等の耐水機能 .....	33
6.7 浸水による被害からの早期の生活の再建 .....	33
<b>7. 環境の保全と創造への配慮</b> .....	<b>35</b>
7.1 河川環境の保全.....	35

7.2	水田・ため池環境の保全 .....	35
7.3	森林環境の保全 .....	35
7.4	グリーンインフラの取組 .....	35
<b>8.</b>	<b>総合治水を推進するにあたって必要な事項 .....</b>	<b>36</b>
8.1	土砂災害、高潮、津波対策との連携 .....	36
8.2	推進計画のフォローアップと見直し .....	36
8.3	総合治水の普及啓発 .....	36

# 1. 計画地域の概要

## 1.1 計画地域の概要

「阪神西部地域（武庫川流域圏）」（以下「計画地域」という）は、武庫川、蓬川、新川、東川、洗戎川、夙川、堀切川、宮川、芦屋川、海域への直接放流域から成る。計画地域は、丹波篠山市、三田市、神戸市、宝塚市、伊丹市、西宮市、尼崎市、芦屋市の8市にまたがり、河川特性や市域を考慮して上流域ブロック、中流域ブロック、下流域ブロックに区分することができる。

上流域ブロックは、丹波篠山市、三田市、神戸市で構成される。上流域ブロックは全て武庫川の流域であり、その面積は約343km<sup>2</sup>である。武庫川はその源を丹波山地に発し、三田盆地を流下し、北摂山地を侵食してできた武庫川峡谷に至る。昭和40年代後半から始まったニュータウン開発等により市街地は拡大したが、森林や水田の面積が大半を占める。

中流域ブロックは、宝塚市、西宮市（北部）、伊丹市で構成される。中流域ブロックも全て武庫川の流域であり、その総面積は約148km<sup>2</sup>である。峡谷を流下した武庫川は名塩川、太多田川を合わせて武庫平野に出て、宝塚市の市街地を流下する。宝塚市と西宮市（北部）に森林や水田が多く存在する一方、伊丹市では9割程度が市街地となっている。

下流域ブロックは、西宮市（南部）、尼崎市、芦屋市で構成される。武庫川、蓬川、新川、東川、洗戎川、夙川、堀切川、宮川、芦屋川の流域、海域への直接放流域から成り、その面積は約77km<sup>2</sup>である。流下する河川は市街地を貫流し、大阪湾に注いでいる。都市施設・住宅・商業施設・工場等が集積しており、市街地の割合が大きい。

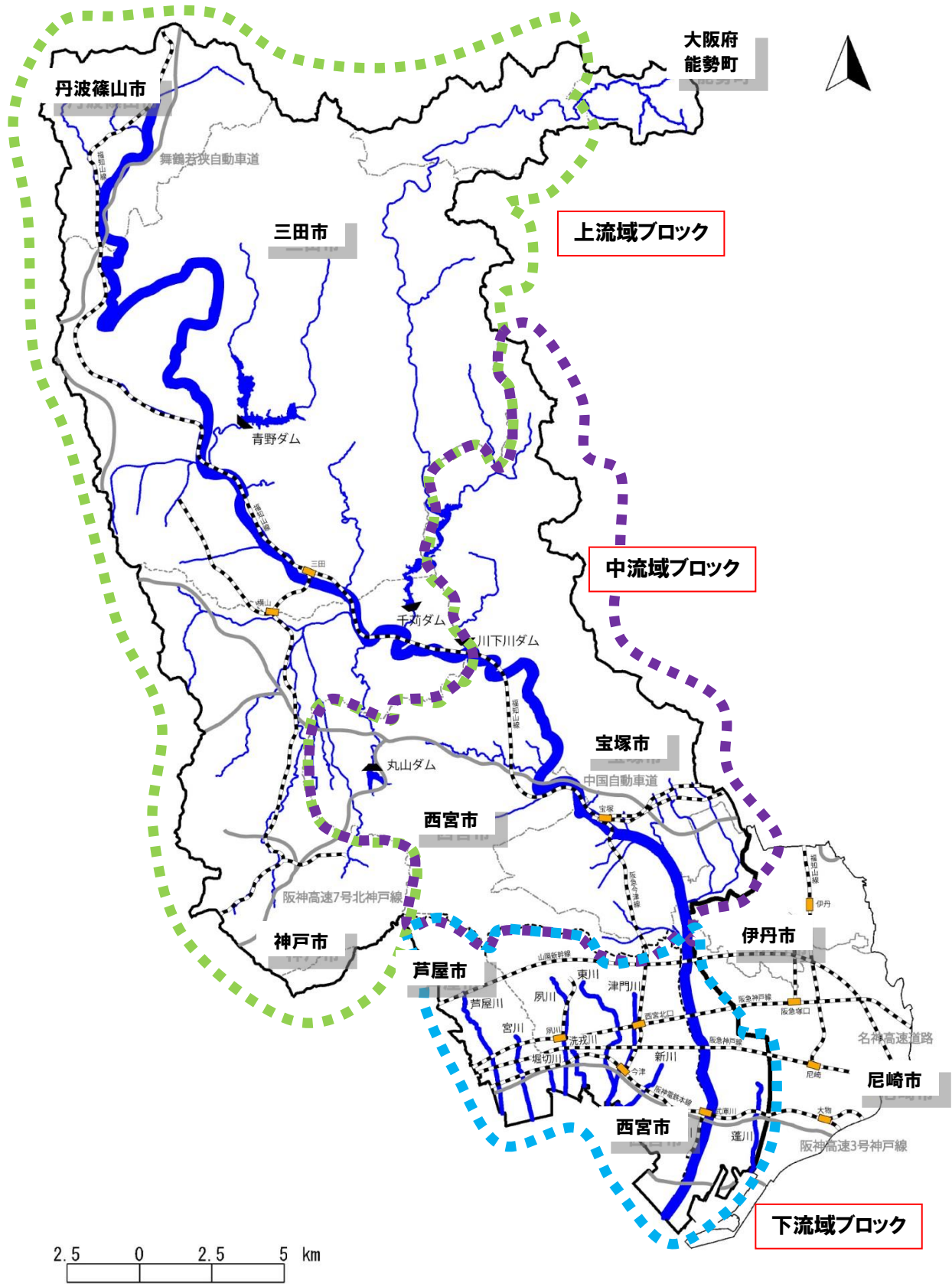


図 1-1 武庫川流域圏

表 1-1 計画対象河川の一覧

河川名	関係自治体	流域面積 (km <sup>2</sup> )	流路延長 (km)
武庫川	神戸市、尼崎市、 西宮市、伊丹市、 宝塚市、三田市、 丹波篠山市	約 500	65.7
蓬川	尼崎市	5.2	2.4
新川	西宮市	7.5	2.4
東川	西宮市	11.5	東川：5.3 津門川：3.5
洗戎川	西宮市	0.8	1.9
夙川	西宮市	8.5	4.1
堀切川	西宮市、 芦屋市（ごく一部）	0.5	0.8
宮川	芦屋市	2.5	3.1
芦屋川	芦屋市	8.4	4.5

## 1.2 総合治水を推進していく上での課題

### 1.2.1 全般

地球温暖化に伴う気候変動の影響により、最大日降水量の増加が予想されており、水災害の頻発化・激甚化などの事象を想定し、さらなる総合治水対策の推進が必要である。

### 1.2.2 河川対策

県が策定した河川整備計画に基づく河川対策を推進しているが、支川については、地先ごとに過去の水害に応じた河川整備を進めており、相互に事業進捗を確認しながら、上流部の改修が下流部の安全度低下に繋がらないよう上下流のバランスを保ちつつ進める必要がある。加えて、整備区間が長く事業量が多いことから、整備目標の達成には膨大な事業費と期間を要する。

### 1.2.3 下水道対策

河川と同じく、下水道(雨水)の整備もそれぞれの下水道計画に基づき、着実に進捗しているが、雨水の計画地域が主に市街地であるのに加え、年超過確率 1/6～1/10 の計画規模のため、おおむね 50mm/hr を超えるような豪雨には対応できない。

計画規模を上げるためには既存施設の抜本的な更新が必要であり、膨大な事業費と期間を要する。



#### 1.2.4 流域対策

上流域では主に水田、ため池、市街化が進む中流域及び下流域では主に学校、公園、住宅等を活用した雨水貯留浸透機能の確保を進めるのが効率的と考えられる。しかし、各施設の本来機能との両立に関する個別の課題や、流域対策の必要性への理解不足等により、施設管理者の協力を得るためには、丁寧な説明、協議が必要となり多大な労力と時間を要する。

また、上流域の森林は、管理者の高齢化に伴い、従来有していた保水力の低下が懸念されており、新たな担い手の育成が急務である。

#### 1.2.5 減災対策

近年、計画地域で大きな洪水浸水被害が生じておらず、被災経験者の減少、高齢化による防災意識の低下が懸念される。また、想定最大規模降雨のハザードマップ等の防災情報の提供が進んでいるが、雨水（内水）浸水想定等、さらなる情報の充実が望まれている。実際の避難行動に繋げるには、防災情報の広い周知が必要であるが、情報の提供方法は改善の余地がある。

## 2. 総合治水の基本的な目標に関する事項

### 2.1 基本目標

計画地域全体の防災力の向上を目指し、水害から命と暮らしを守ることを目標として、下記の対策を組み合わせた総合治水を推進する。

#### ■ ながす：雨水を海域まで流下させる河川下水道対策

県及び市は、河川整備計画、その他河川対策に関する既定計画に基づき、本計画の計画期間で実施し得る整備を着実に進めることを目標とする。

市は、それぞれの下水道計画に基づき、本計画の計画期間で実施し得る整備を着実に進めることを目標とする。

#### ■ ためる：雨水を一時的に貯留・地下に浸透させる流域対策

県、市及び県民は、森林、水田、ため池、公園、校庭、庁舎、住宅などにおいて雨水を貯留または浸透させる取組を推進し、地先の浸水被害を軽減することを目標とする。

実施にあたっては、様々な土地・施設の所有者・管理者それぞれが連携の下、実施可能な対策を積み上げていくよう継続した対策の推進を図る

#### ■ そなえる：浸水した場合の被害を軽減する減災対策

県、市及び県民は、情報発信・伝達・把握、避難、建物の耐水機能の付加や被災時の早期生活再建の取組等を推進し、人命はもとより社会経済活動への深刻な被害を回避・軽減することを目標とする。

### 2.2 計画期間

計画の期間は、令和6年度から概ね10年間とする。

総合治水は、浸水被害軽減を目指して多様な主体が連携して多岐にわたる取組を継続するものであることから、概ね10年後を見据えて、共通の認識を持って取り組むこととする。

### 3. 総合治水の推進に関する基本的な方針

#### (1) 全般

##### (a) 主体毎の取組方針

県は市と連携しながら、河川下水道対策はもとより、流域対策、減災対策についても、これまでの総合治水に係る取組実績等を踏まえ、県民の参画と協働のもと、これらを推進する。

県民は、自ら流域対策や減災対策に取り組むよう努め、行政が実施する総合治水に関する施策に協力する。

##### (b) 社会情勢の変化への対応

浸水被害の発生、法改正等の社会情勢の変化、気候変動への対応等を踏まえた新たな取組について、県、市及び県民が連携、協力し、取組を推進する。

また、現在、世界中で持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組が進められている。総合治水の推進においては、この目標達成に寄与するように各対策を実施する。

さらに、今後の担い手の育成や「デジタルトランスフォーメーション（DX）」の推進に努める。

#### (2) 河川対策

県及び市は、河川整備計画、その他河川対策に関する既定計画に基づき、河川の整備及び維持を行う。

その際、上下流バランスに配慮するとともに、各河川管理者との密な進捗調整、情報共有を図りながら、効率的かつ効果的な河川対策の実施に努める。

県及び市は河川対策が着実に進捗するように適切な予算措置を講じるとともに、工事の実施においては、工事前、工事中を含め、事業の必要性・効果等を県民に理解されるよう広報に努める。

#### (3) 下水道対策

市は、それぞれの下水道計画に基づき、整備及び維持を行う。

局地的豪雨や短時間大雨による内水浸水被害が発生する地域では、雨水排水施設等の整備に要する期間及び効果を勘案し、雨水貯留施設等を効果的に組み合わせるなどの方策に取り組む。

市は、整備が着実に進捗するように適切な予算措置を講じるとともに、工事の実施においては、工事前、工事中を含め、事業の必要性・効果等を県民に理解されるよう広報に努める。

#### (4) 流域対策

県、市及び県民は、校庭、公園その他の広い土地や庁舎、住宅等の建物等において雨水貯留浸透機能を備えるとともに、これらの施設機能を適正に維持管理する。

併せて、総合治水条例に掲げる調整池の設置及び保全、森林の整備及び保全等、対策を進める。

県及び市は、流域全体での取組意識の醸成を図り、より多くの貯留量確保につなげ、それを担う人材の育成に努める。

#### (5) 減災対策

県、市及び県民は、平常時から水害リスクを十分に把握し、迅速・円滑な情報伝達・避難体制を整備したうえで、人命を守ることを第一に考え、避難対策に重点的に取り組む。

減災対策は、地域特性に応じた様々な取組が実施されていることから、それらの情報を相互に共有し、今後の取組の拡大・発展につながるよう努める。

また、あらゆる世代に対して、防災に関する教育、訓練の継続的な実施に努めるとともに、内水浸水想定の情報発信として、防災のリアルタイム情報の充実や情報発信方法の多様化に努める。

## 4. 河川下水道対策

### 4.1 河川の整備及び維持

#### 4.1.1 河道対策

■河川整備計画に基づく流下能力向上対策

県及び市は、河川整備計画、その他の既定計画に基づき、下表の対策を実施する。

■局所的な浸水被害軽減対策

近年家屋等への浸水被害が発生している箇所において、緊急的に治水安全度の向上を図るため、上下流バランスに配慮しながら、局所的な整備を実施する。

■適切な維持管理

県及び市は、それぞれの管理施設が十分に機能するように、的確な維持管理を行う。また、堆積土砂撤去や樹木伐採等の適切な実施に努める。

表 4-1(1) 河道対策の整備内容一覧 (1/2)

	No.	河川名	事業区間	事業概要※)	事業主体
上流域ブロック	①	山田川	三田市 (山田滑谷ダム上流 1050m～砥石橋上流 500m)	河川改修 L=1,870m 河道拡幅他	県
	②	相野川	三田市 (洞橋～二級河川上流 端)	河川改修 L=1,400m 河道拡幅他	
	③	波賀野川	丹波篠山市 (JR 福知山線橋梁～西 角橋)	河川改修 L=440m 護岸他	
中流域ブロック	④	武庫川	西宮市 (生瀬大橋～名塩川合 流)	河川改修 L=2,500m 河床掘削他	
	⑤	天神川	伊丹市、宝塚市 (伊丹市萩野西～宝塚 市山本西)	堤防強化 L=3,860m	
	⑥	大堀川	宝塚市 (西田川橋～西ノ町橋)	河川改修 L=1,330m 河床掘削他	
	⑦	荒神川	宝塚市 (武庫川合流点～荒神 橋)	河川改修 L=990m 護岸他	

※) 事業概要に記載した事業量は10年間の事業量を示したものではありません

表 4-2(2) 河道対策の整備内容一覧 (2/2)

	No.	河川名	事業区間	事業概要※)	事業主体
下流域ブロック	⑧	武庫川	尼崎市、西宮市 (河口～JR 東海道線橋梁)	河川改修 L=5,000m 河床掘削、低水路拡幅 他	県
	⑨	津門川	西宮市 (神祇官町～丸橋町)	河川改修 L=1,780m 地下貯留管	
	⑩	新川・東川 (水門・統合排水機場)	西宮市 (今津西浜町)	高潮対策・津波対策 水門、統合排水機場他	

※) 事業概要に記載した事業量は10年間の事業量を示したものではありません

【河川の整備】



【ダムからの事前放流】



図 4-1 河川対策のイメージ図

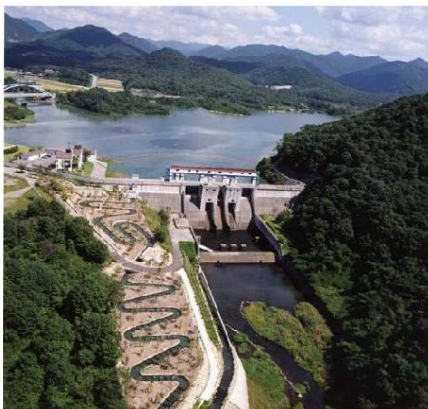
#### 4.1.2 洪水調節施設

武庫川流域では、遊水地の整備と青野ダムの活用により、甲武橋基準点において 280 m<sup>3</sup>/s の洪水調節を行う。

##### (1) 青野ダムの活用

既設青野ダムにおいて、予備放流により確保する洪水調節容量を現在よりも拡大して、洪水調節量の増大を図る。予備放流容量の拡大の実施にあたっては、実運用の中で、治水上也利水上も支障がないことを確認しながら進めるものとする。

このため、事前放流により、治水・利水に支障のない予備放流開始判断雨量の設定や、水位回復に要する時間の確認等を行い、予備放流容量の拡大に向けて、下図のとおり、段階的に進める。



洪水調節容量	600万m <sup>3</sup> (現在560万m <sup>3</sup> )
内、予備放流容量	120万m <sup>3</sup> (現在80万m <sup>3</sup> )
利水容量	930万m <sup>3</sup>

図 4-2 青野ダム

	事前放流の試行		予備放流容量の拡大
段階	① 事前放流容量20万 $m^3$	② 事前放流容量を40万 $m^3$ (現段階)	③ 事前放流容量を40万 $m^3$ を予備放流に変更
洪水調節容量	洪水調節容量560万 $m^3$ (予備放流容量80万 $m^3$ ) + <b>事前放流容量20万<math>m^3</math></b>	洪水調節容量560万 $m^3$ (予備放流容量80万 $m^3$ ) + <b>事前放流容量40万<math>m^3</math></b>	洪水調節容量600万 $m^3$ ( <b>予備放流容量120万<math>m^3</math></b> )
貯水池容量配分図			

図 4-3 洪水調節容量の拡大に向けた試行

## (2) 洪水調節施設の継続検討

県は、流域のさらなる洪水に対する安全度の向上に向けて、既存ダムの有効活用や武庫川峡谷での新規ダム建設等について、その必要性・実現可能性の検討を継続する。



## 4.2 下水道対策

県は流域下水道の管渠、ポンプ施設等の整備及び維持管理を行う。

市は、各市の下水道計画に基づき、下表の対策を実施する。また、管渠やポンプ施設について適切に維持管理を行う。

表 4-3 下水道対策の整備内容一覧

主体	整備目標	実施内容	対象地域
県	—	管渠、ポンプ施設等の整備・維持	全域
市	1/7	管渠施設の点検・維持	上流域ブロック（丹波篠山市）
	1/6	老朽化施設の維持管理、開発に伴う施設整備への指導	上流域ブロック（三田市）
	1/10	雨水幹線の整備	上流域ブロック（神戸市）
	1/6	雨水管渠等の整備	中流域ブロック（宝塚市）
	1/6	管渠、ポンプ施設等の整備・更新	中流域ブロック（伊丹市）
	1/10	雨水管渠等の整備	中・下流域ブロック（西宮市）
	1/10	下水管渠、雨水ポンプの改築更新	下流域ブロック（尼崎市）
	1/10	雨水施設の増強、宅内浸透枳の設置促進	下流域ブロック（芦屋市）



図 4-4 下水道対策のイメージ図

## 5. 流域対策

### 5.1 調整池の設置及び保全

#### 5.1.1 重要調整池

平成 25 年 4 月以降は、総合治水条例に基づき、1ha 以上の開発行為により浸水を発生させる可能性が高まる場合には、開発者に対し、「重要調整池の設置に関する技術的基準及び解説」(平成 25 年 4 月)に適合する「重要調整池」を設置させるとともに、適切に管理することを義務づけており今後も継続する。



図 5-1 調整池

#### 5.1.2 指定調整池の指定

県は、重要調整池以外の調整池のうち、雨水流出抑制機能を維持することが計画地域における流域対策に特に必要と認め、所有者等の同意の得られた施設を指定調整池に指定(条例第 18 条)する。指定調整池の所有者等はその機能維持を図るべく、適正に管理する。

表 5-1 防災調整池設置指導に関する取組

主体	今後の取組	新規・継続
県	1ha 以上の開発に対して設置・管理の義務付け (H25.4.1 から)	継続
神戸市	0.3ha 以上～1ha 未満の開発に対する防災調整池の設置指導	継続
宝塚市	0.3ha 以上～1ha 未満の開発に対する防災調整池の設置指導	継続
伊丹市	0.2ha 以上の開発に対する雨水貯留施設及び雨水浸透施設の設置指導	新規
西宮市	「西宮市雨水流出抑制技術基準」に基づき、流出抑制対策 (貯留・浸透) の指導を実施	継続

## 5.2 土地等の雨水貯留浸透機能

### 5.2.1 雨水貯留浸透機能の確保

当該土地または施設の所有者等が雨水貯留浸透機能の確保を図ることを基本として取組を推進する。特に、施設を新築・建替する場合は、効率的な整備が可能となるため、可能な限り雨水貯留浸透機能の確保に努める。また、その機能維持を図るべく適正に管理する。

県及び市は、それらの普及啓発、実施にあたっての技術的な助言・指導を行うとともに、必要に応じて補助の検討を行う。

特に、武庫川流域では、「武庫川流域総合治水推進計画（H22.11（H28.3 一部改正））」において、各市域の目標貯留量を表 5-2 のように設定している。これを達成するため、表 5-3 に示すスケジュールに基づく 5 年間の具体的な実施計画として、「武庫川流域総合治水推進計画流域対策実施計画（令和 3 年度～令和 7 年度）」を策定した（第 3 期計画策定：令和 3 年 3 月）。本実施計画では、計画対象期間内の目標貯留量を表 5-4 のように定め、貯留施設整備を推進することとしており、平成 23 年度～令和 6 年 3 月末時点で約 24 万 m<sup>3</sup> の貯留量を確保した。

現時点で予定・検討中を含む取組を下表に示す。なお、これに関わらず、施設の所有者等との協議、調整が整ったものから整備を行っていく。また、土地または施設毎の機能確保の考え方等を下記に示す。

表 5-2 武庫川流域における各市域の目標貯留量

市域	目標貯留量
丹波篠山市域	約 5 万 m <sup>3</sup>
三田市域	約 32 万 m <sup>3</sup>
神戸市域	約 6 万 m <sup>3</sup>
宝塚市域	約 13 万 m <sup>3</sup>
伊丹市域	約 4 万 m <sup>3</sup>
西宮市域	約 2 万 m <sup>3</sup>
尼崎市域	約 2 万 m <sup>3</sup>
合計	約 64 万 m <sup>3</sup>

出典：武庫川流域総合治水推進計画（H22. 11（H28. 3 一部改正））における 20 年間の目標貯留量

表 5-3 武庫川流域に流域対策（学校・公園、ため池等）の長期スケジュール

流域対策の実施内容	流域対策推進の基本的な考え方	前半		後半	
		第1期 H23～H27	第2期 H28～R2	第3期 R3～R7 (今回)	第4期 R8～R12
学校・公園等貯蓄	整備(県)	引き続き、計画的に実施する。	県立施設で先行整備		本格実施
	整備(市)	モデル箇所での試行を踏まえ、本格実施に移行する。		モデル箇所での試行	本格実施
	費用負担検討	施設所有の自治体が自らの費用で実施することを原則とする。	検討		
	管理分担検討等	県の先行実施や市のモデル箇所での試行の結果を踏まえ、それぞれの管理マニュアルを策定する。	県・管理マニュアルの策定	市・管理マニュアルの策定	
ため池貯蓄	整備(県)	モデル箇所での試行を行うとともに、今後の実施箇所を抽出し、本格実施に移行する。	モデル箇所での試行	実施箇所抽出	本格実施
	事業主体費用負担検討等	モデル箇所での試行と並行して検討を進め、本格実施までに合意を目指す。	検討		
利水ダム活用	個別協議し、可能なものから実施する。河川区域内の利水ダム活用の位置付け、利水ダム活用の費用対効果を検討する。			個別協議・実施	
期間放流	位置付けについて検討する。			検討	
効果量算定	整備済み施設の効果量を算定する。			◎策定	◎策定
実施計画策定	5年毎に策定する。	◎策定	◎策定	◎策定	◎策定

表 5-4 武庫川流域の流域対策の目標貯留量（令和3年度～令和7年度）

事業主体	種別※1	目標貯留量	予定箇所数
兵庫県	学校・公園等	約0.2万m <sup>3</sup>	2箇所
	ため池	約20.6万m <sup>3</sup>	23箇所
神戸市	学校・公園等	約0.2万m <sup>3</sup>	1箇所
尼崎市		約0.1万m <sup>3</sup>	2箇所
西宮市		約0.1万m <sup>3</sup>	3箇所
伊丹市		約0.6万m <sup>3</sup>	2箇所
宝塚市	利水ダム	約9.0万m <sup>3</sup> ※3	1箇所
三田市	ため池（期間放流）	(約0.9万m <sup>3</sup> ) ※2	1箇所
丹波篠山市	学校・公園等	約0.1万m <sup>3</sup>	1箇所
兵庫県・西宮市	利水ダム	約3.7万m <sup>3</sup>	1箇所
合計	学校・公園等	約1.3万m <sup>3</sup>	11箇所
	ため池	約20.6万m <sup>3</sup>	23箇所
	ため池（期間放流）	(約0.9万m <sup>3</sup> ) ※2	1箇所
	利水ダム	約12.7万m <sup>3</sup>	2箇所
	計	約34.6万m <sup>3</sup> (約0.9万m <sup>3</sup> ) ※2	37箇所

※1 記載の施設以外であっても、貯留量を定量的に見込むことの出来る施設にあっては、その整備が具体化した段階で追加することができる。(市営団地、庁舎、図書館等)

※2 ( )の数値については期間放流により確保できる貯留量として暫定で計上している。今後、期間放流の位置付けを整理し計画に反映する。

※3 治水活用方法（常時水位低下、期間放流等）について、今後県市で協議する。

(1) 広い土地や大規模な建物又は工作物

計画地域内には学校、都市公園、官公庁施設・大規模公共施設がある。これらの広い土地や大規模な建物等を活用し、雨水貯留浸透機能の確保に向けた取組を実施する。

表 5-5 学校・公園、ため池等での雨水貯留に関する取組一覧

主体	区分	名称	取組概要
県	県営住宅	尼崎西昆陽住宅	駐車場貯留施設の整備
		西宮老松住宅	
		宝塚安倉住宅	
		宝塚山本住宅	
		西宮上甲子園住宅	
	県立学校	伊丹北高校	校庭貯留施設の整備
		伊丹西高校	
	ため池	八王寺池	貯留施設の整備
		三田御池	
		はじかみ池	
福島大池			
県宝塚市	利水ダム	深谷池	貯留施設の整備（R5 年度整備完了） 指定雨水貯留浸透施設の指定

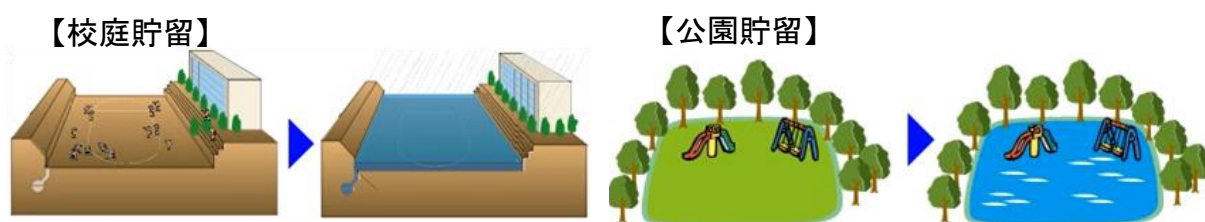


図 5-2 学校・公園等での雨水貯留対策のイメージ図

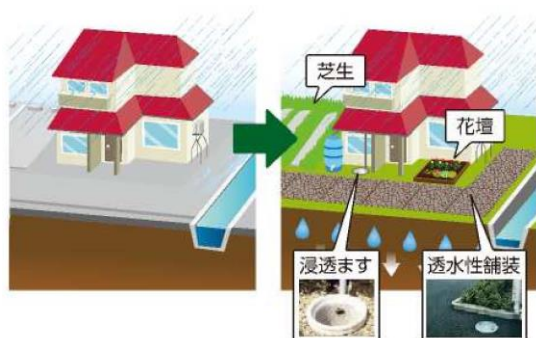
## (2) 住宅等の小規模な建物等

住宅等の小規模な建物等では、屋根に降った雨水をタンクに貯留する方法等での取組を進める。雨水貯留タンク設置等の助成制度を継続的に実施し、雨水の流出抑制効果の向上と雨水の有効利用を促進する。

表 5-6 住宅等の小規模な建物等、その他の雨水貯留・浸透に関する取組一覧

主体	今後の取組	新規・継続
住民	雨水貯留浸透機能を維持する	継続
県・市	その他公共施設での雨水貯留、浸透施設の設置	継続
丹波篠山市	雨水貯留タンクの設置に対する助成	継続
三田市	雨水貯留タンクの設置に対する助成	継続
宝塚市	雨水貯留タンクの設置に対する助成	継続
伊丹市	雨水貯留タンクの設置に対する助成	継続
西宮市	雨水貯留タンク、雨水浸透柵の設置に対する助成	継続
尼崎市	雨水貯留タンクの設置に対する助成	継続
	道路側溝に雨水浸透管渠を設置	継続
芦屋市	雨水貯留施設の設置に対する助成	継続
	阪急以南の宅内に排水設備を設置する際には浸透柵2基以上の設置を指導	継続

【雨水浸透施設】



【雨水貯留タンク】



図 5-3 住宅等の小規模な建物等の雨水貯留・浸透のイメージ図

### (3) 水田

水田では、営農に支障のない範囲（時期、水深等）で水田貯留に取り組むよう努める。また、県、市は水田を活用した治水対策について啓発を行う。

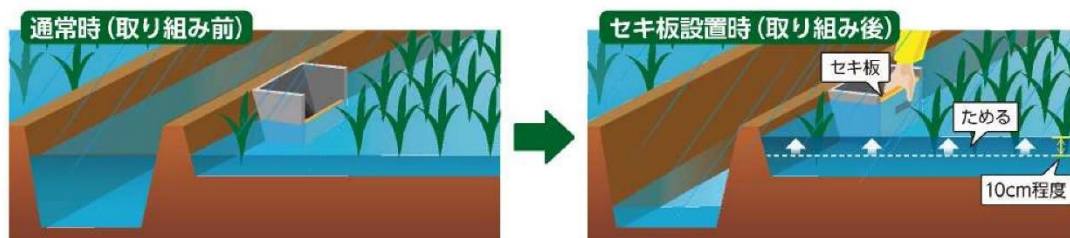


図 5-4 水田貯留イメージ図

#### 5.2.1 指定雨水貯留浸透施設の指定

県は、雨水貯留浸透機能を備え、又は維持することが計画地域における流域対策に特に必要と認められる施設にあつては、所有者等の同意を得た上で、条例第 22 条の指定雨水貯留浸透施設に指定する。指定雨水貯留浸透施設の所有者等はその機能維持を図る。

雨水貯留浸透施設の整備者と施設管理者が異なる場合は、管理協定を締結する等により適正な管理に努め、将来にわたる維持管理に努める。

### 5.3 貯水施設の雨水貯留容量の確保

#### 5.3.1 貯水施設の雨水貯留容量の確保

利水ダム、ため池その他の雨水を貯留し、利用する目的で設置された貯水施設の管理者は、大雨に備えて、事前に貯水量を減らしておくよう努める。

また、当該施設の所有者は、当該施設の雨水貯留容量を確保できるよう、適切な管理に努める。

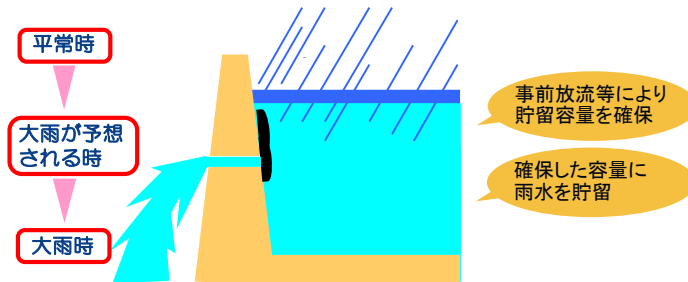


図 5-5 利水ダムの治水活用イメージ図

#### (1) ため池

ため池では、取水に支障のない範囲で、取水設備への事前放流機能の追加等、洪水調節機能を向上させるための改良、運用に努める。

また、県、市はため池を活用した治水対策について啓発を行う。

表 5-7 ため池における治水対策の取組

	No.	ため池名	取組概要	事業実施主体
上流域ブロック	①	伍池	事前放流施設の整備	県 又は 市
	②	沢池	事前放流施設の整備	
	③	湯谷中池	事前放流施設の整備	
	④	旧新池	事前放流施設の整備	
	⑤	西池下池・西池上池	事前放流施設の整備	
中流域ブロック	⑥	皿池	事前放流施設の整備	

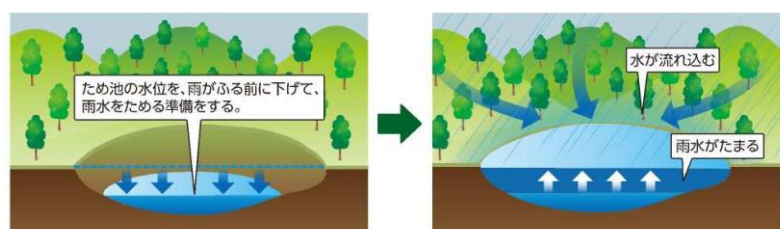


図 5-6 ため池を利用した貯留施設



### 5.3.2 指定貯水施設の指定

県は、雨水貯留容量を確保することが計画地域における流域対策に特に必要と認められる施設にあつては、所有者等の同意を得た上で、条例第 27 条の指定貯水施設に指定する。指定貯水施設の所有者等は所要の雨水貯水容量を確保する。

## 5.4 ポンプ施設との調整

### 5.4.1 ポンプ運転調整

築堤河川沿いの内水区域等の雨水を河川へ排水するためのポンプは、河川水位が上昇し堤防が決壊する恐れがある場合には、より甚大な被害を防止する観点から、ポンプ運転を停止する等の調整を行う必要がある。

武庫川下流部では、県の流域下水道で 3 箇所の中継ポンプ場、市の公共下水道 5 箇所の中継ポンプ場及び雨水ポンプ場が整備されている。県の流域下水道の中継ポンプ場については、堤防が決壊する恐れがある場合には、河川管理者の指示により排水ポンプの運転を中止することとしている。今後、より適切な運転調整方法について、ポンプ運転調整を行う際の水位設定や運転調整の有無による浸水シミュレーション等による検討・検証を重ね、関係機関の連携のもと、運転調整のためのルールづくり(排水計画の策定)を目指す。

### 5.4.2 指定ポンプ施設の指定

県は、河川増水時に運転を停止すること等が計画地域における流域対策に特に必要と認められる施設にあつては、管理者の同意を得た上で、条例第 32 条の指定ポンプ施設に指定する。指定ポンプ施設の管理者は、排水計画を策定するとともに、同計画に従って適切な操作を行う。また、適切な運転調整が行えるよう、日常からの維持管理に努める。

## 5.5 遊水機能の維持

河川沿いの農地等には、河川の流水及び雨水を一時的に貯留することで、その周囲や下流の洪水被害を軽減する遊水機能を発揮する箇所がある。そのような土地で盛土や住宅建築等が行われると、遊水機能が減少するとともに、洪水時に甚大な浸水被害が発生する恐れがある。このため、遊水機能を現に有する農地等は、その土地の遊水機能の維持に努める。

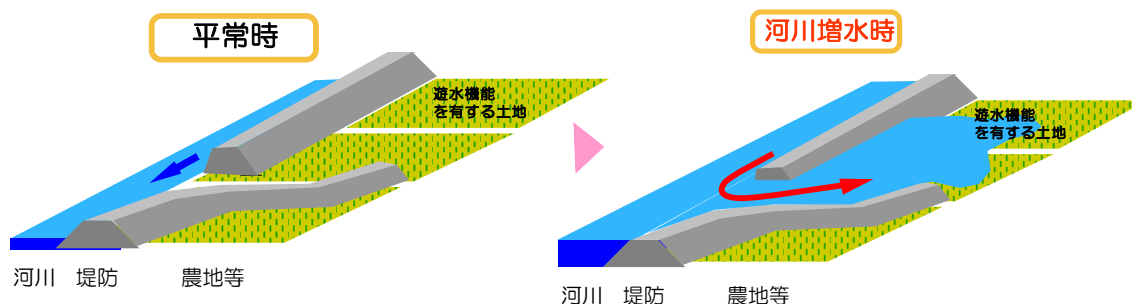


図 5-7 遊水機能の維持のイメージ図

## 5.6 森林の整備及び保全

森林所有者等は、森林の有する雨水の浸透及び滞留の機能、土地の保全の機能を確保するために、森林の整備及び保全に努める必要がある。

県は、造林事業の国補助制度に加え、「公的関与による森林管理の徹底」、「多様な担い手による森づくり活動の推進」を基本方針として、「新ひょうごの森づくり:第3期対策(令和4~13年度)」を推進している。また、森林のもつ防災機能を高めるため、平成18年度から導入された県民緑税を活用し、「災害に強い森づくり:第4期対策(令和3~7年度)」に取り組んでいる。

計画地域の中流域、上流域は森林が大半を占めており、県は市、森林管理者、地域住民と連携し、「新ひょうごの森づくり:第3期対策(令和4~13年度)」、「災害に強い森づくり:第4期対策(令和3~7年度)」に基づく取組を講ずる。



図 5-8 森林をまもってためるための取組イメージ図



図 5-9 「災害に強い森づくり」整備イメージ

■ 新ひょうごの森づくり：第3期対策（令和4～13年度）の具体的施策

公的関与による森林管理の徹底	
(1) 森林管理100%作戦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スギ、ヒノキ人工林の間伐実施率100%を目指して公的管理を充実</li> <li>・ 木材収入がない切捨間伐に特化して支援を継続</li> <li>・ 条件不利地の間伐を実施する市町への助言や技術指導</li> </ul>
(2) 里山林の再生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ レクリエーション、景観、森林学習体験といった文化機能を重視した里山林の整備</li> <li>・ 集落周辺の里山林において、地域住民等が自ら行う森林整備活動に対して支援</li> </ul>
多様な担い手による森づくり活動の推進	
(1) 森林ボランティアの育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林ボランティア講座の開催、森林ボランティア団体の活動支援</li> <li>・ 「ひょうご里山フェスタ」の開催</li> </ul>
(2) 「企業の森づくり」の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林所有者に代わって、森林を保全、整備する「企業の森づくり」活動を支援</li> </ul>

■ 災害に強い森づくり：第4期対策（令和3～7年度）の具体的施策

事業名	実施内容
(1) 緊急防災林整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伐倒木を利用した土留工</li> <li>・ 災害緩衝林の造成</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
(2) 里山防災林整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人家裏山の森林整備</li> <li>・ 簡易防災施設（丸太柵工等）の設置</li> <li>・ 減災活動支援</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
(3) 針葉樹林と広葉樹林の混交整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広葉樹の植栽</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
(4) 野生動物共生林整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バッファゾーン整備</li> <li>・ 野生動物の生息地となる広葉樹林の整備</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
(5) 住民参画型森林整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域住民の自発的な森林整備活動への支援</li> <li>・ 森林整備、歩道、簡易防災施設設置に必要な資機材購入費の支援</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
(6) 都市山防災林整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広葉樹の本数調整伐</li> <li>・ 伐倒木を利用した土留工</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>

### 〔参考〕 流木・土砂流出防止対策

谷あい部付近では、大雨によって発生する山腹崩壊に伴って流木や土砂が下流部に流出する。これらは、直接、人家や農地等に流れ込み、深刻な被害をもたらすだけでなく、河川や水路を埋塞させ、または橋に引っかかる等して、河川や水路からの溢水・氾濫を招く危険性を有している。

平成 21 年 8 月台風 9 号や平成 26 年 8 月豪雨、平成 30 年 7 月豪雨時には、県下で流木・土砂流出により甚大な被害が発生した。一方、治山ダムや砂防えん堤を設置していた谷筋では、流木や土砂が当該施設に捕捉され、下流の被害軽減に効果があることがあらためて確認された。

県では、これらのことを教訓として、平成 21 年度から山地防災・土砂災害対策計画を定め、谷筋ごとに治山ダムや砂防えん堤を重点的に整備する等の取組を進めており、今後も、引き続き、総合治水対策と併行して、これら流木・土砂流出防止対策に取り組んでいく。

## 6. 減災対策

### 6.1 浸水が想定される区域の指定・県民の情報の把握

県は令和2年度までに想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を作成済みであり、今後は技術基準の改定や河川改修の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

市は、雨水（内水）浸水想定区域図の作成を進め、防災情報の更なる充実を図る。また、ハザードマップの作成、記載情報の更新、分かりやすい記載方法への改良に努める。

県及び市は、ホームページ、SNS、広報誌、イベント、出前講座、まるごと・まちごとハザードマップ等の多様な方法で、ハザードマップをはじめとする防災情報を広く発信し、的確な避難行動の実現に繋げていく。

県民は、これらの防災情報を収集し水害への認識の向上に努める。また、国、県及び市による防災情報の周知に協力する。

表 6-1 浸水が想定される区域の指定・県民の情報の把握に関する取組

主体	今後の取組	新規・継続
県	「兵庫県 CG ハザードマップ」で洪水浸水想定区域図等の情報発信	継続
	ラッピングバスによる兵庫県 CG ハザードマップの普及・啓発	新規
丹波篠山市	ハザードマップの各戸配布、周知、啓発、更新等	継続
	浸水実績と浸水想定併記による過去の浸水被害の将来への引継ぎ	継続
	防災学習会でのビデオ等を用いた説明の実施	継続
三田市	ハザードマップの各戸配布、周知、啓発、更新等	継続
	出水期前の市広報紙、コミュニティ FM 出演等による水害リスクの周知	継続
	地域防災訓練のサポート	継続
神戸市	ハザードマップの各戸配布、周知、啓発、更新等	継続
	広報誌の防災特別号を毎年全世帯へ配布、ホームページで公開	継続
宝塚市	内水浸水想定区域図の作成	新規
伊丹市	ハザードマップの配布、周知、啓発、更新等	継続
西宮市	ハザードマップの各戸配布、周知、啓発、更新等	継続
尼崎市	ハザードマップの各戸配布、周知、啓発、更新等	継続
芦屋市	避難指示の発令タイミング等の修正等を検討	継続



兵庫県CGハザードマップ



図 6-1 ハザードマップ・県民の情報の把握のイメージ図

## 6.2 浸水による被害の発生に係る情報の伝達

県は水位、雨量、河川・ダム・水門のライブカメラ画像等の情報を市及び県民に逐次提供するとともに、避難の指示等についての判断に資する情報を市に提供する。

市は、避難準備、避難指示、災害発生情報等の避難情報を適切なタイミングで発令する。

県及び市は、災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理したタイムラインを策定した上で、検証、更新を行う。

県民は、浸水による被害及び避難に関する情報を把握し、他の県民にそれらの情報を伝え、自ら安全を確保するよう努める。

表 6-2(1) 浸水等の被害の発生に係る情報伝達に関する取組 (1/2)

主体	今後の取組	新規・継続
県	武庫川下流部の洪水予報の発表	継続
	洪水時の水位予測等を市や消防・警察へ配信	継続
	武庫川の水位局での 3 時間後の水位予測及び氾濫予測を実施し、市や消防・警察へ配信	継続
	フェニックス防災システムの精度向上	継続
	地上デジタル放送を利用した水位情報の配信	継続
	河川利用者への注意喚起の回転灯を河川内に設置	継続
県・市	水防連絡会を活用したホットラインの連絡体制の確認	継続
	水防対応タイムラインの検証、ブラッシュアップ	継続
市	同報無線、移動無線の充実を図る	継続
丹波篠山市	デカンショ防災ネットメールやひょうご防災ネットアプリの登録をPR	継続
三田市	避難情報発令規準の精度向上	継続
	複数の情報伝達手段を活用した情報伝達	継続
	さんだ防災・防犯メールの登録の啓発	継続
神戸市	避難指示等の発令規準に達した場合、地域代表への連絡、消防車両等による広報パトロール、避難誘導等の実施	継続
	避難情報発令の精度向上	継続
	同報無線と連絡網を用いた情報伝達	継続
	ひょうご防災ネットの登録を啓発	継続
宝塚市	同報無線、移動無線の整備	継続
	マニュアルの精度向上	継続
	宝塚市安心メールの登録をPR	継続
伊丹市	野外拡声器の配置と配備した機器を使用した訓練の実施	新規
	マニュアルの精度向上	新規
	ひょうご防災ネット及びアプリの登録を啓発	継続
	災害対応情報誌を配布	継続
	洪水・土砂災害・高潮ハザードマップを配布	継続

表 6-2(2) 浸水等の被害の発生に係る情報伝達に関する取組 (2/2)

主体	今後の取組	新規・継続
西宮市	市職員へのマニュアルの遵守・徹底とその精度向上	継続
	防災行政無線の設置、MAC 無線のデジタル化	継続
	にしのみや防災ネットへの登録を促進	継続
尼崎市	避難情報判断・伝達ガイドラインの精度向上	継続
	市政出前講座等で情報伝達手段を広報（尼崎市防災ネット・アプリ、緊急速報メール、エリアメール、Lアラート、SNS、広報車、貼り紙等）	継続
	市政出前講座等でマイ避難カードの周知、尼崎市防災ネット・アプリへの登録を啓発	継続
芦屋市	避難情報発令のタイミングの設定	継続
	災害時の広報手段の多様化	継続
	防災行政無線の更新	継続
	防災情報システムの導入	新規
	防災ガイドブックに情報伝達手段を記載して全戸配布	継続
	防災ポータルサイトの構築	新規

### 6.3 浸水による被害の軽減に関する学習

県及び市は、浸水による被害の軽減に関する学習の機会拡大（出前講座、研修等）や、より解りやすい教材の作成等に努める。

県民は、過去の災害情報、避難経路、避難経路上の危険箇所、必要な防災対応などを地域住民自らの手で地図に記載する「防災マップ（手作りハザードマップ）」作成等、水害リスクの認識の向上に努める。

市は、雨水（内水）浸水想定区域図の作成を進め、雨水を対象とした「防災マップ」の取組についても検討する。

また、市は、水防活動の担い手を確保するため、水防協力団体の募集・指定を検討し、推進する。



表 6-3 浸水被害の軽減に関する学習に関する取組

主体	今後の取組	新規・継続
県	出前講座の実施	継続
	総合治水を学ぶ映像ソフトの作成、各市教育委員会へ配布・インターネットで配信	継続
丹波篠山市	防災士資格取得のために補助を行い、地域防災リーダーを育成	継続
三田市	市民への出前講座、学校教職員への防災教育の実施	継続
	地域防災マップ作成の普及	継続
神戸市	消防署実施の研修を受講し、地域の防災リーダーを育成	継続
	適切な避難行動の説明会の実施	継続
宝塚市	地域防災リーダーを育成	継続
	防災講習会の実施	継続
伊丹市	自主防災訓練のサポート	新規
	出前講座による啓発	新規
西宮市	小中学校への防災授業	継続
	学校教職員への防災研修	継続
	地域防災リーダーを育成	継続
	出前講座を実施	継続
尼崎市	市政出前講座の開催	継続
	全国自主防災組織リーダー研修会への参加	継続
芦屋市	市独自の防災士育成講座を開講	継続

【防災マップの作成】



【防災に関する講演会】



図 6-2 浸水被害の軽減に関する学習のイメージ図

## 6.4 浸水による被害の軽減のための体制の整備

### 6.4.1 水防活動体制の整備

市は、消防団等の弱体化に対応するために「災害モニター制度」を活用した情報収集、河川やため池等の巡視、点検等が迅速に行えるような体制づくりや、水防体制を強化するため、消防団との伝達訓練等の実施に努める。

また、県及び市は、水防活動を効率化するため、水防資機材等の老朽化、不足解消を推進する。

大規模工場等のある市については、大規模工場等へ自衛水防に関する啓発活動に努める。

県及び市は、水害リスクの高い箇所の共同点検を水防団（消防団）や県民とともに行う。

### 6.4.2 避難体制の構築

市は、水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討する。

夜間の避難や要配慮者の安全な避難に留意し、一律に指定避難所へ避難するのではなく、垂直方向の避難(建物の上層階への避難等)や状況に応じた避難方法も選択肢に含めて、避難体制を構築する。

また、市は、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成を施設管理者に促し、避難訓練を支援する。

県は、市が行う取組を支援する。

### 6.4.3 広域避難体制の構築

大規模水害時には、各市だけでの災害対応は困難であり、国、県、他市町等に応援要請を行うことが必要となる。当該市内の避難場所だけで避難者を収容できない場合も考えられる。

このため、市は、隣接市町等における避難場所の設定や災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう連携体制の構築に努める。また、民間企業と連携した避難場所の指定等についても検討する。

県は、広域避難に関する先行事例の周知など技術的な支援を実施する。

表 6-4(1) 浸水による被害軽減のための体制整備に関する取組 (1/2)

主体	今後の取組	新規・継続
県	市が行う要配慮者利用施設に関する取組を支援	継続
	広域的な避難に関する先行事例の周知などの支援	継続
県・市	地域毎に災害に備えた勉強会を実施	継続
市	要配慮者利用施設に対する避難確保計画の作成を促し、避難訓練の支援を実施	継続
丹波 篠山市	防災士資格取得のために補助を行い、地域防災リーダーを育成	継続
	市職員向けの防災対策マニュアルを作成	継続
	防災訓練時における防災物資の無償提供	継続
	個別避難計画の作成、避難行動要支援者の支援のための体制構築	新規
	ハイリスク者の個別避難計画の作成、「誰ひとり取り残さない避難訓練事業」への支援	新規
	避難所入口に避難所表示看板を多言語で設置	継続
三田市	市職員向けに地域防災計画のマニュアル化	継続
	避難所運営の実務研修の実施	継続
	防災訓練時における防災物資の無償提供	継続
	自主防災組織の結成促進	継続
	避難行動要支援者への支援体制づくり	継続
	地域版防災マップ作成時に避難場所や避難路の選定支援	継続
神戸市	2020年度に「道場町避難所・運営マニュアル」を作成し、今後も地域と行政で災害に備えた勉強会を継続的に実施	継続
	防災訓練時における防災物資の無償提供	継続
	個別避難計画の作成	継続
宝塚市	職員向けの防災研修の実施	継続
	自主防災組織の結成促進と活性化のための訓練支援体制の整備	継続
	地域防災強化訓練に要する物品を支給	継続
	広域的な市町村との相互応援の協定締結	継続
伊丹市	自主防災訓練のサポート	新規
	災害図上訓練を実施	継続
	地域防災計画の活動内容をまとめた災害対策マニュアルを作成	継続
	市職員の事務分掌等をまとめた職員防災ハンドブックを配布	継続

表 6-4(2) 浸水による被害軽減のための体制整備に関する取組 (2/2)

主体	今後の取組	新規・継続
伊丹市	自主防災会への避難訓練等の各種支援を実施	継続
	伊丹市避難行動要支援者支援制度の推進	継続
	浸水区域に立地する大規模小売店舗との避難に係る協定の締結	継続
	事業所を一時待避場所として使用協力を得る「いたみ災害サポート登録制度」を推進	継続
西宮市	自主防災リーダー研修	継続
	職員向けの図上訓練を毎年実施	継続
	自主防災組織の結成促進	継続
	避難行動要支援者の登録名簿を避難支援団体へ提供（同意必要）	継続
	避難支援団体、福祉施設、病院等へ緊急告知ラジオを配布	継続
	避難支援団体への安否確認タオルの配布	新規
	民間福祉施設と要援護者緊急受け入れ協定、福祉避難所協定を締結	継続
	民間マンション、事業所等と洪水時にも使用可能な津波避難ビル協定を締結	継続
	自治会等と緊急一時避難場所としての施設使用に関する覚書を締結	継続
	広域的な市町村との相互応援の協定締結	継続
尼崎市	全国自主防災組織リーダー研修会への参加	継続
	地域防災計画の習熟、災害対応能力向上のための訓練	継続
	自主防災会への避難訓練、市政出前講座を実施し、災害時の地域リーダーを育成	継続
	新たな指定緊急避難場所の案内板を設置	新規
	劣化している避難誘導板の更新	新規
芦屋市	市独自の防災士育成講座を開講	継続
	自主防災組織の結成促進	継続
	自主防災会連絡協議会による活動の支援	継続
	コミュニティ活動の基盤となる施設の充実	継続
	指定公共機関、防災関係民間団体等と災害時の協力協定を締結	継続

## 6.5 訓練の実施

県及び市は、防災関係機関で構成する「水防連絡会」の開催、県と市との合同防災訓練の実施、水防工法訓練の実施、県民も参加した水防訓練や防災訓練、災害図上訓練の実施などの取組を継続的に実施する。

今後、県、市その他の防災関係機関は、他地域での被災事例等を参考にして、より実践的な避難訓練や水防訓練を行うこととし、県民はそれらに積極的に参加するよう努める。



図 6-3 訓練のイメージ図

表 6-5 訓練の実施に関する取組

主体	今後の取組	新規・継続
県	「水防連絡会」を実施し、防災情報活用研修を実施	継続
	県職員の実践的な演習の実施	継続
	水防伝達演習の実施	継続
	水害リスクの高い箇所の共同点検	継続
県・市	大規模災害を想定した演習を地域住民と実施	継続
丹波篠山市	総合防災訓練の実施（1小学校区/年）	継続
三田市	市総合防災訓練への住民参加、地域防災訓練の実施	継続
神戸市	防災福祉コミュニティ訓練、区防災訓練を実施	継続
宝塚市	市民と協働した総合防災訓練を実施	継続
伊丹市	総合防災訓練の実施	継続
西宮市	総合防災訓練の実施	継続
尼崎市	水防工法訓練、海岸保全施設に関する合同訓練、情報伝達訓練（国、県、市）、防災総合訓練（海上保安庁）、地域の実情に応じた避難訓練の支援	継続
	災害図上訓練の実施	継続
芦屋市	訓練の継続実施	継続

## 6.6 建物等の耐水機能

### 6.6.1 建物等の耐水化

県民は、敷地の地形やハザードマップ等を確認し、自らが所有する建物等に浸水が見込まれる場合は、敷地の嵩上げや遮水壁の設置、電気設備の高所配置など、耐水機能を建物等に備えるよう努める。

県及び市は、地域防災計画に定める防災拠点施設や避難所に浸水が見込まれる場合は、必要性を検討した上で、耐水機能を備えるよう努める。

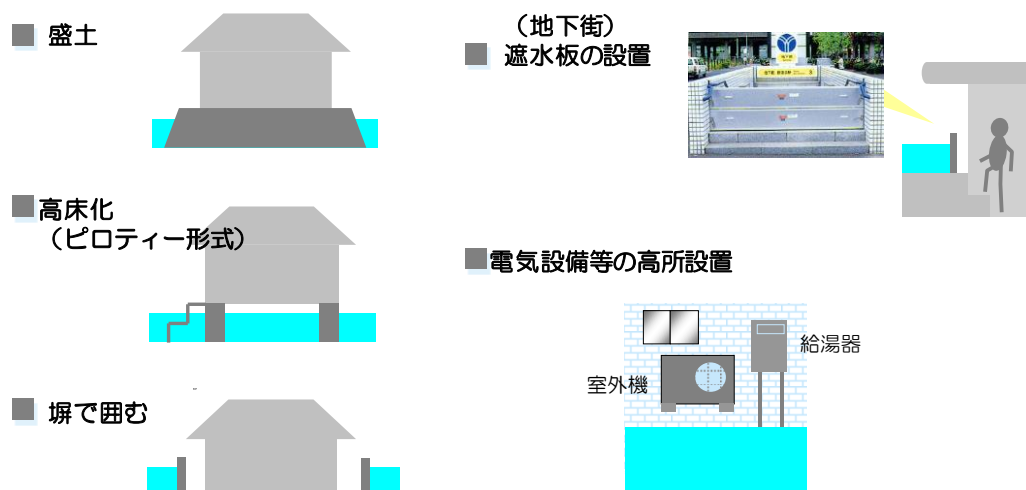


図 6-4 建物等の耐水機能のイメージ図

### 6.6.2 指定耐水施設の指定

また、県は、耐水機能を備えることが計画地域における減災対策に特に必要と認めた建物等にあつては、所有者等の同意を得た上で、条例第 45 条の指定耐水施設に指定する。

指定耐水施設の所有者等は、指定耐水施設に耐水機能を備え、その機能を維持する。

## 6.7 浸水による被害からの早期の生活の再建

県は、阪神・淡路大震災の経験と教訓から、被災後の住宅及び家財の再建を支援する仕組として「兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)」を創設した。

フェニックス共済の「住宅再建共済」については、県全体の加入率 9.5% に対し、阪神西部地域の市の加入率は 7.7% である。また、「家財再建共済」については、県全体の加入率 2.8% に対し、阪神西部地域の市の加入率は 2.6% であり、住宅再建共済、家財再建共済ともに加入率は伸び悩んでいる。

県民は、浸水被害からの早期の生活再建のためフェニックス共済等への加入等によって、生活基盤の回復に備えるように努める。

県及び市は、浸水被害からの早期の生活再建を促すため、フェニックス共済の県民への周知及び加入の促進に努める。

# みんなで助ける、みんなが助かる。

自然災害で被災した住まいの建築・購入・補修に備える

## 兵庫県住宅再建共済制度 〔フェニックス共済〕

年額5,000円の負担金で  
最大600万円の住宅再建資金を給付

フェニックスサポーター  
はばタン



### フェニックス共済とは？

フェニックス共済は**兵庫県が条例**に基づいて実施し、あらゆる自然災害に対応する**安全・安心**の制度です。



図 6-5 フェニックス共済制度の概要

## 7. 環境の保全と創造への配慮

総合治水を推進する際に、自然環境との調和を図る視点は重要である。自然環境を改変する規模や範囲が比較的大きい「河川下水道対策」、水田、ため池、森林等における水循環や生態系に関わりのある「流域対策」の検討・実施に際しては、環境に関する施策や関連計画等との整合を図りながら、計画地域の自然環境の特性に応じて、それらの保全と創造に配慮する。

### 7.1 河川環境の保全

県は、「ひょうご・人と自然の川づくり」における“安全ですこやかな川づくり”、“流域の個性や水文化と一体となった川づくり”、“水辺の魅力と快適さを生かした川づくり”という基本理念のもと、生態系、水文化・景観、親水にも配慮した河川対策を実施するとともに、「生物多様性ひょうご戦略」を踏まえて、多様な生物の生活環境等に与える影響を可能な限り回避・低減又は代替できる環境保全措置を講じ、生物多様性の保全に配慮した川づくりに取り組む。

### 7.2 水田・ため池環境の保全

ほ場整備やため池改修にあたっては、生態系や景観等、環境との調和を図ることが求められている。また、ため池については、クリーンキャンペーン等を通じて管理者や県民による環境保全活動が行われている。

水田やため池を活用した流域対策を実施する際には、これら取組を踏まえ、自然環境や景観の保全に配慮する。

### 7.3 森林環境の保全

森林は流出抑制機能や保水機能を有するだけでなく、生物多様性保全機能、地球環境保全機能、物質生産機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能などの多面的機能を有する。流域対策としての森林の整備や保全を推進することにより、これらの多面的機能を有する森林環境を保全する。

### 7.4 グリーンインフラの取組

自然を社会資本整備やまちづくり等に資本財(自然資本財)として取り入れ、課題解決の基盤として、その多様な機能を持続的に活用するグリーンインフラの考え方を取り入れることで、気候変動対策、自然環境を活かした地域活性化・観光振興、交流・コミュニティ形成、健康増進、「居心地が良く歩きたくなる」まちづくり等の課題解決に貢献する。



## **8. 総合治水を推進するにあたって必要な事項**

### **8.1 土砂災害、高潮、津波対策との連携**

山腹崩壊に伴う土砂流出による河川埋塞、河口付近での高潮による浸水等への対応を的確に行うため、「第4次山地防災・土砂災害対策計画（R3～R7）」、「兵庫県高潮対策10箇年計画（R1～R10）」と連携した取組を推進する。

### **8.2 推進計画のフォローアップと見直し**

阪神西部（武庫川流域圏）地域総合治水推進協議会は、本計画策定後も存続するものとし、県は計画の進捗状況を協議会へ適宜報告する。

なお、計画の進捗状況、社会情勢の変化、災害発生状況等を勘案し、計画対象期間の中間時点（概ね5年）に進捗状況の検証等、計画の総点検を行う。

### **8.3 総合治水の普及啓発**

総合治水を推進するためには、学校関係者、公園管理者、利水者、企業、県民等の協力が必要である。特に、流域対策に係る本来の施設機能との両立に関する施設管理者の協力や、減災対策に係る防災情報の周知への県民の協力を得るには、総合治水の必要性への理解が不可欠となる。このため、県、市及び県民が連携して、総合治水の必要性を広く周知するための普及啓発を多様な方法で推進する。